

[論文]

# 公共図書館における資料提供サービスの 内容と意義

——司書業務の専門化について——

高 橋 律

〈目 次〉 はじめに

1. 情報メディアと図書館情報資源の進化
  2. 公共図書館の存在意義と利用価値
  3. 公共図書館による資料提供サービスの意義
  4. 公共図書館でのデジタル資料に関する事例研究
- おわりに

## はじめに

1996年の文部省（当時）の生涯学習審議会社会教育分科審議会による「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（報告）<sup>(1)</sup>」を端緒として、日本図書館協会が、図書館員の専門職制の確立という問題に関わるようになってきた。

そこでは、公共図書館に対しての「司書の高度な専門性を評価する名称の付与制度の創設」が提案され、その名称を付与するためには、司書としての勤務が一定年数以上である事等の申請要件と、論文や口頭試験のような審査が必要であると報告している。

図書館法では、専門的職員とは次の通り、司書及び司書補とされている。<sup>(2)</sup>

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

文部科学省からは、専門的職員について次のような見解が出されている。<sup>(3)</sup>

すなわち、図書館職員のうち、中核となる者については、今後、伝統的な業務の充実を図るだけでなく、学術情報を駆使して学習、教育、研究により積極的に関与する専門家としてその必要性をアピールし、従来の事務職員とは異なる職種と位置付け、様々な情報管理業務に関与していくべきとの主張がなされている。

近年、「図書検索」ではなく「情報資源検索」といった表現が用いられることに象徴されるように、図書館業務は情報社会の高度化の影響を大きく受けている。従って、公共図書館において専門的職員の担当する業務も、図書館業務の高度な専門化に対応する必要に迫られている。

それでは、図書館に必要なのは専門的職員であって、司書ではないのだろうか。また、公共図書館における司書業務は、専門的職員のそれとは内容

を異にするのであろうか。これらの問題意識のもと本論文では、公共図書館において高度情報化社会に対応すべき点を背景として、その資料提供サービスの内容と意義及び司書の位置づけについて考察する。

## 1. 情報メディアと図書館情報資源の進化

現在、人類は情報伝達的手段として、主に言語や文字を用いている。しかし、人類が言語のみで情報伝達を行っていた数十万年前には、情報伝達手段は記憶に頼る「伝承」のみであったため、正確に情報を再現するはできなかった。その後、長い期間を経て、記憶の一助として単純な記号や絵を用いるようになり、これが「記録」の始まりであると言われる。そこで、そのような記録のために用いられた記録媒体、すなわち記録情報メディアの進化の過程について次に述べる<sup>(4)</sup>。

人類が情報伝達手段として用い始めた「記号」や「絵」は、さらに長い期間を経て体系づけられ、複雑な感情や考えまで表現することのできる「文字」へと発展した。今から5,000年以上も前にメソポタミアで生み出された楔型文字や、エジプトで考案された神聖文字、その後、中国でつくられた甲骨文字などのように、絵文字が象形文字へと進化した。こうした文字の誕生によって、人類は複雑な内容を情報として記録し、それを広く共有することを可能にした。

当初、人類は書写のために岩壁を利用し、洞窟壁画や建物の壁や柱に伝達情報を記した。これらの岩壁は当然、持ち運ぶことはできなかった。そこで持ち運びの可能な、身近な素材が利用されるようになった。

例えば、メソポタミアでは紀元前3,000年頃から粘土が使われた。粘土の場合は、それが柔らかいうちに文字を刻み、その後、乾燥させ粘土板（陶板）にした。また、同時期にエジプトでは水草を素材としたパピルスの利用が考案された。これは、原料が安価で入手しやすく、早く書けるという利点から、地中海世界に広まった。さらに羊や山羊など、動物の皮を素材にした

ものや、植物の葉や竹片、木片、石、貝、象牙、獣骨、金属板、絹布、麻布、樹皮などあらゆる素材が利用された。

西暦105年、中国の蔡倫によって、書写材料として「紙」が発明された。これは、画期的な書写材料として全世界に広まった。紙は、原料の入手が容易で再生も可能であり、薄く軽量で携帯性に優れ、また丈夫で柔軟性があり扱いやすかった。さらに折ったり畳んだりすることができるといった加工の容易性などの特性を持ち、記録メディアの筆頭に位置することとなった。

書写材料の違いは、記録情報の物理的形態にも波及した。パピルスを何枚もつなぎ合わせた卷子本や、紙を巻かずに長くつなぎ合わせ一定の幅で折り畳んだ折本、そして製作、保管、利用に便利な冊子本へと、書物形態が変化していった。

書写材料が変遷していく中、文字や絵をそれらに記録する方法としては、手書き、手写しの時代が圧倒的に長かった。これを「写本」といい、伝達する情報量が少なく、文字の読み書きができる者が少なかった時代には、この方法でこと足りた。

記録方法は、「印刷術」の発明によって、それまでの写本から大きな変革を遂げた。印刷術は、中国で発明された木版印刷に始まり、金属活字や木活字による活版印刷へと進化していった。その後、西洋に木版印刷が伝えられ、本格的な活版印刷術がドイツのグーテンベルクによって確立された。

真鍮の鋳型で作った精度の高い金属活字、油性のインク、均質なプレスが可能な印刷機などの画期的な技術が集約され、印刷術は羅針盤・火薬と並びルネサンスの三大発明の一つと称された。印刷による同一内容情報の大量複製は、知識・情報の伝達・流通に革命的影響を及ぼし西洋の学術・文化の状況を大きく変えることになった。

このように「文字」を「紙」に記録し「印刷」し「冊子形態」とした記録物が、現在の「書物・図書・本」としてイメージされる出版物である。

その後、コンピューターが出現し、記録の手法はさらに変化した。文字を使って記録するという方式は本質的には変わっていない。しかし一方で、

文字では伝えられない情報も存在する。それは音・聴覚的イメージや画像・視覚的イメージなどであり、これらをそのまま記録する方法として、写真技術、映画技術、録音技術が考案された。

また同一の情報内容を、記録方法や材料を変えて記録する、いわゆる「メディア変換」による新しい資料も誕生した。デジタル化技術により、電子資料に文字情報、画像情報、音声情報などを同時に収録して利用できる、マルチメディアへと進化してきた<sup>(5)</sup>。

技術革新とともに、情報の記録形態はこれからも変化しつづけ、記録情報メディアの質的・量的な進化はさらに続いていくであろう。デジタルデータは、その複製及び保存が容易であり、ネットワーク通信との相性が良いことから、アナログデータ以上にその取り扱いに慎重を期す必要があることは、周知の通りである。図書館がいかなる記録情報を選択し、収集・保存し、どのように利用者へ提供するかといった図書館情報資源管理のあり方は、引き続き注視すべきテーマであると言えよう。

これまで図書館で扱う資料は、物理的な「モノ」としての蔵書を利用者に提供され、図書館資料と称されてきた。一方、インターネットが登場・普及し、多くの人々がネットワークを介して情報を得ることが一般的となり、モノとして所有する蔵書の提供だけでは、図書館の情報サービスは不十分となってきた。

そこで、ネットワーク情報資源を含め、図書館の扱う資料全体を図書館情報資源と総称するようになった。図書館情報資源は、「印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる<sup>(6)</sup>」とされており、以下では図書館情報資源の種類と特徴について述べる。

有形出版物としての図書館資料には、印刷資料と非印刷資料の2種類がある。

主な印刷資料には、図書がある。図書は、さまざまな情報を、文字を中心に図や絵、写真などによって表現し、それを印刷した紙を複数枚綴じ合わせて表紙をつけた形態をしている。本は耐久性もあり、手に取りやすいサイズ

で適度な値段であり、読み手の主体的対応を可能にする点などから、文化伝達の中心的役割を果たしてきた。

形態は同じでも、雑誌など逐次的に刊行されるものは逐次刊行物として区別される。逐次刊行物の特徴は、同一標題を掲げて同一形態で継続的に分冊刊行されること、連続刊行が意図されていること、巻や号などの刊行順序を示す一連の表示が付いていることである。逐次的に刊行されているが、文庫や新書など、それぞれが独立・完結した著作物であるために逐次刊行物に含まれないものもある。

逐次印刷物のうち最も重要な位置を占めるのは、雑誌である。その特徴は、一定の編集方針に従って複数の記事を掲載していること、週以上の間隔で刊行されていること、仮綴じ冊子形態であることなどである。図書に比べて比較的刊行が容易で刊行頻度も高く、部分的、断片的の記事を掲載できる。このことから、図書では得られない速報的情報や、図書になりにくい狭い専門的分野や未確立分野の情報、また娯楽情報の提供に利用されることが多い。雑誌には、一般誌、学術誌、官公庁誌、団体・協会誌、同人誌、企業誌などがある。

新聞や年鑑も逐次刊行物である。新聞は、主に時事的ニュースを迅速かつ広く伝達することを目的としており、そのほとんどが無署名記事である。また、形態は表紙・綴じがなく折っただけのものであり、刊行頻度は日刊が多い。他に週刊や旬刊などもあり、最新の情報源として取り扱われるが、時間が経てば重要な歴史的資料となり得るのも一つの特徴である。また新聞には取材対象や刊行目的により一般紙、専門紙、機関紙・広報紙といった種類がある。年鑑はさまざまな資料や統計を用いて一年間の出来事を記録・解説したもので、図書館のレファレンスブックとしては欠かせないものである。

その他の逐次刊行物としては、年次業務報告、索引誌や抄録誌などの二次資料、定期開催される会議の議事録、モノグラフシリーズ、毎年改訂される六法全書や各種人名録などがある。

図書、逐次刊行物に続く印刷資料としては、ファイル資料がある。形態的

な特質上、特別なファイリングシステムを必要とする。例えば、パンフレット、リーフレット、1枚もの、切抜き資料などがある。これらの資料はバーチカル・ファイリングやシェルフ・ファイリングなどのファイリングシステムにより管理される。図書や記事にはならない情報も多く、貴重な情報源としての可能性を有しているため、インフォメーションファイルと呼ばれる。また、これはレファレンスサービスに貢献する情報資料でもある。

非印刷資料としては、マイクロ資料、視聴覚資料、パッケージ系電子出版物がある。マイクロ資料は、資料を写真撮影により肉眼では判別できないくらいに縮小し、マイクロ画像化したものである。画像はマイクロフィルムとして資料化され、リーダーと呼ばれる光学的拡大装置を使って拡大影像を読み取るか、リーダープリンターによって普通紙にとったコピーを利用し判読する。

マイクロフィルムには主に、巻き物形態のロールフィルム、シート状のマイクロフィッシュ、カードを用いたアパーチュアカードなどの形態がある。古文書や貴重書など、原本汚損が心配される資料の閲覧や、紙質の劣化や破損が心配される新聞雑誌、図書資料情報の長期保存などを目的に用いられる。その特性から、印刷形態と比較し、複製にかかる作製時間とコスト、保管スペースや管理、長期保管などの面にメリットがある。

視聴覚資料には、写真、絵はがき類、複製絵画、ポスター、紙芝居など利用時に機械装置を要しない簡易視覚資料や、スライドやOHPシート、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスクなどの映像資料、CDを中心とした音声・音響資料などがある。

公共図書館では、児童サービスに不可欠な紙芝居や、地域歴史資料としての写真資料の収集も行われ、掲載資料として利用されている。また、図書館では著作権が関わってくる映像や音声・音響などの資料は法規に基づく運用がなされ、営利事業のレンタル店等とは異なる取扱いが求められる。

また、パッケージ系電子出版物とは、CD-ROMやDVDなどに情報を記録した電子出版物のことであり、図書館法では2008年に図書館資料の分類に

追加された。情報記憶量が大きく、検索機能に優れ、従量制の料金体系をとらない上に、所蔵スペースが節約されるといった特性があるため、電子辞典類に採用されてきた。しかし、インターネットの普及により、ネットワーク環境での提供が進んできている。

その他、視聴覚障害者向けには、点字資料、さわる絵本、録音資料、拡大図書などの視聴覚障害者用資料がある。一方、インターネットを介して提供される無形出版物の情報を、ネットワーク情報資源と呼ぶ。ネットワーク情報資源は、デジタル化技術により大容量の情報を記録できるため、文字や画像、動画、音声など情報の形式を記録することができる。また、内容の変更修正が容易であり、また一斉に利用者に伝えることができる。

ネットワーク情報資源の1つにオンライン出版物がある。電子ブックと電子ジャーナルは出版社のウェブサイトやアグリゲータによって提供される電子出版物である。これらが図書館で提供される場合は、専用サイトにアクセスする方法がとられ、国内では大学図書館を中心に導入が進んでいる。また、朝夕刊記事の全文を有料でインターネット配信する電子新聞もオンライン出版物に位置づけられる。

資料を電子化して公開する、デジタルアーカイブや電子図書館も、ネットワーク情報資源のひとつである。わが国の国立国会図書館のデジタルアーカイブは世界最大級であり、海外でも国立図書館を中心とした資料電子化の動きが盛んである。

他にも、論文検索ツールである索引や抄録や、文献情報などの二次資料をデータベース化した二次情報データベース、オンライン配信されるニュースや音楽、動画などもネットワーク情報資源である。

「ユネスコ公共図書館宣言」(1994)では、「伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない」と述べている。このように、あらゆる情報の自由な伝達を人々に保障することが図書館の責務である以上、あらゆる資料の収集・提供にも、図書館は積極的でなければならない。

高度情報化社会において発信・収集・検索される情報については、今後もその「外延の拡大と内包の深化」が進むものと考えられる。従って、図書館が利用者に有益な情報資源を提供する上で、司書に求められる知識、技能もより広範にわたり専門化、複雑化、高度化するであろう。生涯学習をサポートするのが司書の職務ではあるが、司書自身にも生涯学習を継続していく高い意識が要求されているとも言えよう。

## 2. 公共図書館の存在意義と利用価値

ここでは、公共図書館の存在意義・使命はどこにあるか、公共図書館の機能的に類似する、あるいは競合する施設・サービスとの比較に基づいて考察する。ただし、利用者である市民に対し、図書館の利用価値をアピールする、あるいは税金で運営されていることのアカウンタビリティを果たすといった「経営的視点」に立って考察する。

そのために、国立国会図書館による『平成26年度図書館及び図書館情報学に関する調査研究「図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査」—集計レポート<sup>(8)</sup>』に基づき、その結果から抽出した一般モデルとして市民 A を想定する。この市民に公的図書館の意義を主張するプロセスを、仮想の市民 A と、その知人で司書の B による会話によって次のように表現する。その過程で市民 A に生じうる意識変化を併せて記述していく。

市民 A 「私は図書館自体に興味がないんですよ。なので、図書館に行く必要も感じないですね。」	(B との会話による A の意識変化)
司書 B 「そうですね。では、読書にも興味がないんですか？」	A は図書館の意義を十分には意識していない
市民 A 「いいえ、本は結構読みますよ。」	知的興味・関心はある
司書 B 「その本は、どのように調達しているんですか？」	私的負担で図書館を購入している
市民 A 「アマゾンで買っちゃいますね。」	
司書 B 「どうしてアマゾンが良いんですか？」	
市民 A 「何たって、本屋の店頭が無いようなレアなものも簡単に手に入りますからね。ロングテール現象なんて言いますよね、知ってました？」	

<p>司書 B「これは深い！でも、そういう本は図書館にもあるし、有料で買ってもアマゾンに選書の相談まではできませんよね？」</p>	<p>レファレンスの意義を感じていないが、理解はしている。</p>
<p>市民 A「そう言いますけどね、図書館まで行くのが結構面倒なんですよ。」 司書 B「近くに図書館は無いですか？」</p>	<p>近隣図書館の利用意識は低い。</p>
<p>市民 A「あるっちゃ、ありますけど、車で10分位はかかりますよ。」 司書 B「そうですか。でも、さすがのアマゾンでも最短で一日は時間がかかりますよね？しかも立ち読みっていう事は不可能ですよ。」</p>	<p>図書館の利用意識が低い、書籍通販サイトとの比較から、その有益性を理解はしている。</p>
<p>市民 A「まあ、そうですね。折角行った図書館に、お目当ての本があるかどうか分からないじゃないですか。」 司書 B「えーと、市民図書館なんかでも Web で事前に蔵書検索ができますよ。」</p>	<p>OPAC 等のデータベース利用をしていないが、意識が向いてきている。</p>
<p>市民 A「あ～、なるほどね。でも、近場の図書館が所蔵していない時はどうするんですか？」<sup>(9)</sup> 司書 B「そ～ですね、A さん『カーリル』っていうサイトご存じないでしょうかね。」</p>	
<p>市民 A「知らないですねえ。どこから借～りるかをきくと調べるんでしょうがね。」 司書 B「そうなんです。全国7,000以上の図書館のリアルタイムな貸出状況がわかるんです。」</p>	
<p>市民 A「そりゃ便利だ。それなら通勤途中に立ち寄れる図書館で、読みたい本を借～りることもできちゃいますね。」 司書 B「でしょ！ところで、アマゾンで買った本を読み終えたら A さんはどうしてるんですか？」</p>	<p>全国図書館の蔵書情報と貸し出し状況検索サービスの利点に気づく</p>
<p>市民 A「読み終えたら、本棚行きですね。場合によってはブックオフに売りにいきますがね。」 司書 B「ブックオフね。確かに本棚よりはマシでしょうけど、いくら位で売れるんですか？」</p>	<p>図書費等の私的負担感があるため、購入と売却を繰り返している。</p>
<p>市民 A「これが、舐めんなよってくらいに安くしか売れないんですよ。」 司書 B「ですよ。図書館で借りれば、そもそも無料ですよ。」</p>	<p>公的負担のメリットを理解し始めている</p>
<p>市民 A「そりゃあ、確かにそうですね。だけど、無料っていうことなら、インターネットからも無料で情報がごっそり手に入りますけどね。」 司書 B「ネットも結構使うんですか？」</p>	<p>インターネット検索に大きく依存しているが、接続料負担についての意識が低い。</p>

<p>市民 A 「そりゃそうですね、この情報化の時代ですよ？かなりの情報をネットに依存してますね、私は。」</p> <p>司書 B 「なるほど、え〜と、ネット接続は無料じゃないのでは……？ところで、PC やスマホだと検索エンジンを使うんですよ、どれを良く使いますか？」</p> <p>市民 A 「結構よくググってますよ。」</p> <p>司書 B 「あ〜、Google ですね。ところで Google などの結果って、検索する人や場所によって変わることがあるって知ってましたか？」</p> <p>市民 A 「そりゃあ初耳ですね、そんな事があるんですか？」</p> <p>司書 B 「行動ターゲティングって言って、PC の利用者を分析してるんですよ。」</p> <p>市民 A 「そうなんですか！じゃあ、鵜呑みにしても何なんですね。」</p> <p>司書 B 「他にも所謂フェイクニュースのようなもので溢れてもいますよね。」</p> <p>市民 A 「確かにそうですね、情報の目利きができる力も必要なんですね？」</p> <p>司書 B 「図書館ではレファレンスという事で、調べたい事についての的確な情報提供や支援もしてるんです。司書の私が言うのも手前味噌ですが……」</p> <p>市民 A 「なるほど、図書館っていうのは本を借りるだけの場所じゃないって事なんですね。」</p> <p>司書 B 「ええ、そうなんです。本を返す場所でもありますから……あっ、これはジョークです。」</p> <p>市民 A 「まあ座布団 1 枚くらいかな？でも、図書館に興味が湧いてきましたよ、通販で買うだけじゃなく、今度ちょいと本を見に寄ってみようかな。」</p> <p>司書 B 「有難うございます。あなたが仰った通り、情報化社会の今だからこそ図書館の価値が増しているんだろーと思ってます。では、図書館でお待ちしま〜す！」</p>	<p>検索サイトを頻繁に利用している</p> <p>適切なインターネット検索の手法までは理解していない。</p> <p>適確なインターネット利用の必要性を感じ取り、情報リテラシー教育の意義に意識が移っている。</p> <p>情報や必要な資料を検索・提供・回答してくれることの有用性に気づく。</p> <p>公的サービスの利用に積極的に意識が向いてきている。</p>
---	--

このように市民に対し、図書館の利用価値をアピールする、あるいは税金で運営されていることのアカウンタビリティを果たす必要がある。上述した会話にも登場するように、情報社会化により学習支援機能が情報サービスの中で重要視されている。

そこで、続いてレファレンスサービスの種類及び機能と、ロースステーションの中庸理論を踏まえて考察する。

ロースステーンはレファレンスサービスを「情報を求めている個々の利用者に対して、図書館員によって提供される人的支援」と定義している<sup>(11)</sup>。

また、次のようにも大別される<sup>(12)</sup>。

### ①直接サービス

質問解答や利用案内といった人的サービス

### ②間接サービス

レファレンスツールの収集・構築やレファレンスネットワークの構築といった物的サービス

### ③派生サービス

外部機関と連携したレフェラルサービスや、コピー機等を利用した複写サービス

レファレンスサービスの機能は「利用教育機能」と「情報提供機能」に大別することができる。「利用教育機能」としては、レファレンスツールの利用指導や利用案内があげられる。また「情報提供機能」としては、利用者が求める情報そのものや、情報源を提供する場合があげられる。

このような「利用教育機能」を重視する考え方を保守理論と言う。一方、回答を図書館員が利用者に直接提示するような考え方を「自由理論」と言う。この2つの概念の中間に立ち「指導案内と完全な情報サービスとの妥協」であり「最大限の援助をする意欲と、図書館の現実的な能力の制約との妥協」である中庸理論を唱えたのがロースステーンである<sup>(13)</sup>。

次のようなプロセスを経て、図書館における学習支援機能が重視されるに至っている。

### ①情報リテラシー教育の展開

図書館ではインターネットやデータベース上にある情報を単に利用者に紹介する以上のサービス提供が求められてきている。すなわち、情報源の利活用に関する情報リテラシー教育の提供が期待されている。

### ②図書館利用者の情報検索行動の変化

利用者は情報を探す際に、これまでなら図書館で得ていたような情報を、

インターネット上で検索エンジンを用いて収集し、問題解決を図るようになってきている。

### ③レファレンスサービスの見直しと展開

図書館が、利用者の必要な情報を獲得するための準備や、情報源の提供のみのレファレンスサービスを見直す時期が到来している。換言するならば、学習支援機関として利用者の問題解決過程を支える役割を担う必要が生じている。

例えば大学図書館におけるラーニング・コモンズの整備があげられる。これは、情報検索ツール、コミュニケーションスペース、プレゼンテーションエリア等の提供によって学習支援機能を図書館に持たせようとする試みである。すなわち、利用者の自主学習や生涯学習を空間や設備の面からサポートする学習支援機関としての展開が図書館には期待されている。

先述したレファレンスサービスの種類や機能の点からは、「人的サービスと物的サービス」、「情報提供と利用教育」が複合的に融合しながら変革がもたらされていると言えよう。換言するならば、情報技術や図書館の空間的・機能的変革によってロースステイーンの唱える「最大限の援助」としての学習支援機能が重視されてきているものと考えられる。

一方、図書館には貸出と同時に「資料組織化」の業務に取り組むという使命がある。これらの業務が公的資金によって運営されるのは、次に述べるような民主主義の要請に基づくためである。

すなわち、求める情報への「アクセス」という概念は、国民の自発性・自主性を前提とした民主主義が要求する日本国憲法上の基本的人権であり、国や地方政府への給付「請求権」である。知る権利・アクセスの権利は、「国民の不断的努力によって、これ（自由及び権利）を保持しなければならない」（憲法12条）ので、自由な意思で資料・情報に対してアクセスする手段を確保し、その手法を改善することは民主主義の要請によるものである。

この要請について、①「図書館法」では「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、

レクリエーション等に資することを目的とする」としている<sup>(14)</sup>。また、②学校図書館法では、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供する」と定めている<sup>(15)</sup>。

また、日本図書館協会は、1979年に採択した「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」<sup>(16)</sup>で、「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する」こと、そして「この権利を社会的に保障することに責任を負う機関」が図書館であると主張している。いずれも、「収集」、「整理」、「保存」、「利用に供する」という目的は同様であり、特に「整理」が、その後「資料組織化」と表現されるようになった。

### 3. 公共図書館による資料提供サービスの意義

図書館は、図書館資料（情報資源）を選択・収集・組織化して、利用しやすく書架、書庫に保存し利用者に提供する。これらのサービスの提供を受け、利用者は図書館資料を娯楽的に利用したり、図書館資料や情報を利用した学習や調査をしたりすることが可能となる。

例えば、大学図書館では研究・教育のほか、地域貢献についての認識が高まり、地域住民への図書館サービスの提供もなされるようになってきている。学習への支援においては、大学の使命が学生への教育であることを十分に認識して、学習用資料の整備、情報リテラシー教育の充実も必要である。ここでは、公共図書館による資料提供サービスの意義について、社会の高度情報化の視点から述べる。

情報リテラシー教育とは、情報を活用する能力を育成することを意味する。さらに、情報技術を活用し、レポート作成や発表練習、議論の場として機能するラーニング・コモンズを設置する大学図書館も珍しくはなくなってきた。研究支援としては、電子ジャーナル、学術データベースの提供をおこなうことで、所属する教員や研究者が学術研究の進展が可能となる。

次に、図書館サービスを提供するための三つの機能について述べる。

### (1) 教育（学習）機能

図書館先進国のアメリカでは、義務教育の延長として公共図書館が誕生したという背景から、長く教育機能が重視されてきた。また、生涯学習時代を迎え、無料で資料を提供し、毎日のように開館している公共図書館の「教育（学習）機能」が重要になってきている。

### (2) 情報提供機能

利用者が生活の中で疑問を感じた事柄について、必要な資料・情報を調査し、提供を受けるサービスは、図書館の「情報サービス」や「レファレンスサービス」と呼ばれる。現在では、オンラインデータベースの普及で、より迅速に的確な情報を入手できる。しかし、家庭におけるインターネット経由のデータベース利用には金銭面のハードルもあり、また利用にあたっては関連知識が必要となり、十分に使いこなせるとは限らない。公共図書館が、適切なデータベースを備えれば、そのような個人的要求にも適切に応えることができる。

近年では、「ビジネス支援サービス」も図書館で実施され始めている。起業や転職などを考えている人に対し、法的手続き、経営方法などに関する資料・情報を提供したり、経営経験や専門的知識を有している人を紹介したりするサービスが行われている。

### (3) 娯楽提供機能

娯楽として本やCD、DVDなどを公共図書館から借りることが日本でも普及してきた。1965年以降の日野市図書館などの活動により、公共図書館を利用する文化が浸透し、市民の利用が増加してきている。娯楽のための読書が公共図書館の貸出の半数以上となる傾向が続いており、浦安市立図書館のように文学以外の本の貸出の方が多くなったことが報告されている例もある。

る。

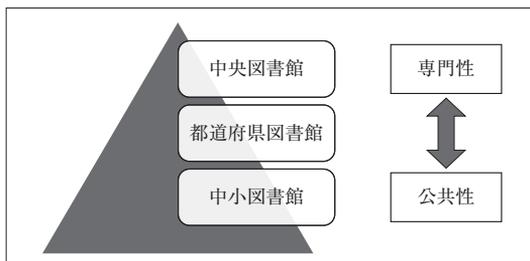
図書館の基本的機能は、利用者に資料・情報を提供することである。選択・収集、組織化、保存などは「間接サービス」と呼ばれ、閲覧、貸出、レファレンスサービス、読書相談といった「直接サービス」を支えるという性格を有している。紙や書籍が今よりも貴重だった時代には、公共図書館では利用よりも保存、すなわち間接サービスに重点が置かれていた。

1963年に日本図書館協会が出版した『中小レポート』<sup>(17)</sup>は、公共図書館の本質的な機能として、資料の提供機能に着目した。また「奉仕」を重視し、「館外奉仕」を「図書館奉仕」の中心に位置づけた。「貸出文庫」はその一例である。<sup>(18)</sup>これに対し「館内奉仕」は、館外奉仕を中心に余力があったら行うものとし、軽視される傾向にあった。

『中小レポート』にある「図書館の本質的な機能は資料の提供である」、「中小公共図書館こそ公共図書館のすべてである」、「住民サービスこそ図書館サービスの出発点である」、あるいは「大図書館は中小図書館の後楯として必要である」といった見解は、以後の公共図書館論の基礎となり、現在の図書館網の構築へも大きな意義を持つ。

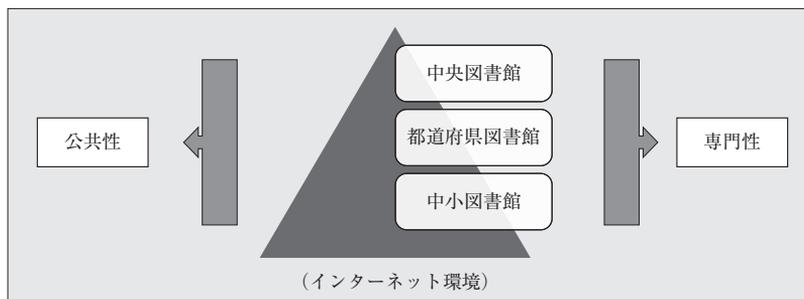
『中小レポート』は、日本の公共図書館の機能・役割・サービスなどに多大な影響を与えた。このレポートにより、多くの図書館は新しい方向へと進み「ポストの数ほど図書館を」<sup>(19)</sup>の言葉に象徴されるように、図書館が日常生活の場に浸透するようになっていった。誤解を恐れずに述べるならば、これは紙や書籍の普及したアナログ資料中心時代における「外延の拡大」の主張であった。それが、身近な中小図書館と、「内包の深化」、換言するならば「専門性の高いサービス」でそれを敷衍する上部構造をなす中央図書館による、図1に示すような言わばピラミッド構造の構築に寄与した。

図1 図書館のピラミッド構造



一方、ポスト『中小レポート』とも言える今日の高度情報化社会においては、デジタル資料による「外延の拡大と内包の深化」の同期が可能となり、レファレンス機能の充実や電子図書館の必要性が問われ始めている。すなわち、図2に示すように、中小図書館であっても膨大な量の電子情報が容易に収集可能となり、先述したピラミッド構造が変容し、公共図書館は新たな転換期を迎えている。例えば情報資源については、「電子出版物の増大」、「インターネットによる情報収集」、「電子情報の長期保存機能」、「蔵書のデジタル化」、「インターネット経由の電子図書館サービス」、「レファレンス・情報提供機能の高度化」等への対応といった課題が浮上している。

図2 図書館のピラミッド構造の変容



先に述べたように、現在の資料提供サービスにおいては、アナログ資料だけでなく、デジタル資料の提供が欠かせない。これはデジタル・デバイス

(情報格差)の解消にもつながる。また、『中小レポート』の時代背景とは異なり、今日のような情報化社会においては館内奉仕の重要性が増しつつある。

すなわち、高度情報化社会を生き抜いていくために、様々な情報を手軽に入手できるよう手助けしてくれる公共図書館の存在が重要である。さらに、公共図書館が資料・情報のみならず、適切な情報リテラシー教育をも提供すれば、自己責任・自己判断が必要とされる現代を生き抜く上での大きな助けになる。<sup>(20)</sup> その意味では情報資源サービスの提供について公共図書館の司書には、ますます高度な専門性が要求されるフェーズが到来しているものと考えられる。

#### 4. 公共図書館でのデジタル資料に関する事例研究

ここでは、図書館での著作物の利用に関する事例から、先述した司書業務の専門化について考察する。とりわけ、上述したような高度情報処理社会における資料の取り扱いについて述べる。

**事例1：【図書館における複写申し込み用紙に「本件複写に関する著作権について問題が生じた場合は、申込者が全て責任を負います」と書いてあれば図書館に責任はない、との姿勢について】**

この見解について著作権法第31条では、複写サービスができるのは図書館であり、図書館等が主体でなければ適法な複写サービスなどありえないと定めている。

例えば、「北朝鮮の極秘文書事件」<sup>(22)</sup>（平成22.2.26東京地裁）では、大学図書館等が利用者の閲覧・貸与に供しているのは貸与権の侵害であるとして争われたが、結論としては請求棄却となっはいる。しかし、この事件については「3年近くワシントンに滞在して朝鮮戦争中に米軍が北朝鮮地域から押収した160万ページに及ぶ朝鮮語の原資料を通覧し、誰からの支援も得ずに手

弁当で苦勞して研究した成果となる書籍の冒用（海賊本）とその利用を、決して認めるわけにはいかないという原告の強い思いが伝わる（行政書士、大塚大）」との意見もある。<sup>(23)</sup> この事件の争点は貸与権ではなく、著作権であったものと言えよう。

「責任は利用者が」と書いていても、例えばコイン式複写機を置いて利用者に自由に複写させる状態をつくっている場合、図書館は責任を負わねばならない。また図書館職員としては法を正しく理解し、利用者ともども権利の保護や適正な利用に努めなければならない。

### 事例 2：【図書館資料の館内でのスマートフォンによる撮影について】

図書館利用者から司書に対して「他の利用者がスマートフォンで資料を大量に撮影している。著作権を侵害しているので禁じるべきである」との指摘があった。

撮影している利用者に事情を聞いたところ、「館内でコピーを許可しているのに、なぜ撮影してはいけないのか」と逆に問い返してきた。

ここでは、「多摩市立図書館複写拒否事件」<sup>(24)</sup>の判例を参考にして、その対処法について考察する。

近年のスマートフォンにあつては、大量に撮影した画像ファイルを pdf ファイル等の電子ファイルに変換する機能を有するアプリ等も登場している。コピーに関する著作権法の規定は、技術の発展に追いついていない部分が散見される。一方、図書館に関する著作権の規定の多くは、著作権者の利益を不当に害することなく快適に施設を利用できるように、という観点で定められている。図書館利用者に対しては、「著作権者の権利擁護」と「著作権法の許容範囲」の両面の視点から対処する姿勢が求められ、次の4点に留意する必要がある。

(1) 著作物の複製に関しては、私的使用目的であれば著作権者の許諾を得なくても著作物の複製ができるという例外規定がある。しかし、「私的使用」の範囲は「個人的又は家庭内その他これに準じる限られた範囲」という狭い

もので、業務上のコピーは私的使用目的にはあたらない

(2) 図書館等における複製等について争われた数少ない判例に、多摩市立図書館複写事件がある。それによれば、権利制限規定は著作物の利用者に権利を付与するものではなく、著作権者の権利を制限しているに過ぎない。権利制限規定が著作物の利用者に権利を付与するものではなく、著作権法31条1項1号に基づく蔵書複写サービスの主体は図書館であることを、同判例から確認する必要がある。

(3) 著作権法は、暫定的に「文書又は図画」については法第30条1項1号の「自動複製機器」から除外している（著作権法附則第5条の2）。この附則の規定があるため、コンビニエンスストア等に置いてあるコピー機で私的使用のために文献をコピーしても、著作権侵害にはならない。

(4) 著作権法には「私的使用のための複製」という規定があり、この規定に該当すれば、利用者は、著作権者に無断で複製することができる。例えば、本の1ページや、新聞に載ったニュース記事などをスマートフォンで撮影する場合、権利者の利益を侵すとまでは言えない。しかしながら、図書館としてスマートフォンによる撮影は認めない方針をとるのであれば、それは一つの見識といえる。したがって、静かな読書環境を保ちたいという図書館の管理権に基づいて利用者に対峙すべきである。<sup>(25)</sup>

**事例3：**【大学図書館が自館の所蔵する資料を電子化してホームページに搭載し情報発信している。著作権法第31条第1項第2号によって、その入力は無断で行うことができる、との見解について】

著作権法第31条第1項第2号の条文は、「資料の保存」という観点から、所蔵する稀覯本の損傷、紛失を防ぐためにその著作物を複製したり、所蔵する資料の欠損ページを補充するために複製したりする場合など、真に止むを得ない場合に限られている。

加戸守行氏の「著作権法逐条講義（六訂新版）」によれば「収録スペースの関係でマイクロ化する場合には、原資料を廃棄することを条件として許容

される<sup>(26)</sup>」という厳しい解釈をしている。デジタル化してホームページに掲載するというには、複製権ばかりでなく公衆送信権も働いてくるので、両方の許諾を権利者から得る必要がある。

**事例4：【著作権者不明著作物については、文化庁長官の裁定を得て利用することができ、電子図書館サービスの一環として戦前の絵本雑誌に収録された作品を紹介している件について】**

著作権法第67条第1項の規定に合致する場合には、著作権者不明著作物について適法な利用ができる。この条文には「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合」とされている。

この「相当な努力」とは、具体的には①著作権台帳や紳士録、文藝年鑑等名簿の閲覧、ネット検索サービスによる検索、②日本音楽著作権協会や文藝家協会等著作権管理事業者への照会、③日刊新聞への広告や著作権情報センターにホームページ上の広告などがあげられる。

現在、この制度の改善が図られ、「相当な努力」についても文化庁のホームページに掲載されているデータベースで確認することで事足りるとされている。この裁定を受ける場合の申請は、文化庁著作権課が受け付けており、手数料は1件につき13,000円と政令で定められている<sup>(27)</sup>。

これらの事例から、高度な専門知識を要するデジタル資料の取り扱いなどの専門的業務も、現在、司書業務に組み込まれている実態が明らかとなった。

## おわりに

本論文では、高度情報処理社会の到来により、公共図書館の資料提供サービスがいかなる変容を遂げているのかについて考察した。そこで、はじめに図書館員の専門職制の確立に関する議論に着目した。司書に求められている専門性について明確にし、公共図書館の社会的意義を考察することとした。

「1. 情報メディアと図書館情報資源の進化」では、情報メディアがデジタル化を遂げた今日において、図書館が提供する情報資源もまた多様化している点を明らかにした。「2. 公共図書館の存在意義と利用価値」では、資料組織化と情報へのアクセスの両面において、果たすべき公共図書館の役割が高度化している点を述べた。「3. 公共図書館による資料提供サービスの意義」では、『中小レポート』の意義について触れると同時に、『中小レポート』以降、我が国の公共図書館が提供すべきサービスに、情報サービスやレファレンスサービスが大きな比重を占めるようになった点を考察した。「4. 公共図書館でのデジタル資料に関する事例研究」では、資料のデジタル化が惹起する容易な複写、通信ネットワークによる情報配信、蔵書のデジタル化、電子出版物の増加等に関わる事例を取り上げることで、その処理に直接関与する司書の業務の高度化について述べた。

その結果、図書館における専門的職員の業務は、現在、司書業務に組み込まれており、今日の高度情報化社会において運営される公共図書館の業務は、否応なくデジタル資料の管理を包含せざるを得ないことが明らかとなった。無論、一旦取得した司書資格が永年有効である点と、日常的な向上努力が不可欠である点が、二律背反に陥ってはならないことは言うまでもない。同様の観点から、はじめに述べたような司書の高度専門性評価制度の議論が浮上したこともまた理解に難くない。したがって、司書の継続的な専門性向上に関わる検討については、今後の課題として残されている。

#### 〔注〕

- (1) 文部科学省 HP トップ > 政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達（さ行）> 『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について』、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19960424001/t19960424001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19960424001/t19960424001.html), 〈2019年11月22日検索〉, 参照
- (2) 昭和二十五年法律第百十八号, 『図書館法』, [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/viewContents?lawId=325AC000000118\\_20190607\\_501AC0000000026](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/viewContents?lawId=325AC000000118_20190607_501AC0000000026), 〈2019年11月22日検索〉参照

- (3) 出所：文部科学省 HP > 政策・審議会 > 審議会情報 > 科学技術・学術審議会 > 学術分科会 > 大学図書館の整備について（審議のまとめ）－変革する大学にあって求められる大学図書館像－ > 『2. 大学図書館職員の育成・確保』： [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/attach/1301610.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/attach/1301610.htm), 〈2019年9月6日検索〉より引用
- (4) 高山正也, 平野英俊編著, 『図書館情報資源概論』, 樹村房, 2012年, pp.1-22より引用・編集
- (5) 小黒浩二編著, 『図書・図書館史』, 日本図書館協会, 2013年, pp.12-60より引用・編集
- (6) 文部科学省『これからの図書館の在り方検討協力者会議』, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm), 〈2019年10月30日検索〉より引用
- (7) 日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会, 『図書館ハンドブック 第6版補訂2版』, 日本図書館協会, 2016年, p.196より引用
- (8) 『図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査 — 国立国会図書館デジタルコレクション』, <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9111358>, 〈2019年11月22日検索〉参照
- (9) <https://calil.jp/> 参照. 〈2019年11月22日検索〉, 株式会社カーリルが運営する図書館の蔵書検索サービスである。蔵書の貸し出し状況などを日本国内のいくつかの図書館を対象に横断検索できる。
- (10) ユーザーがネット上でどんなサイトを訪問しているのかを追跡し, 訪れたサイトからその人がどんなテーマに興味をもっているかを推測し, 興味を持ちそうな内容を表示する。追跡部分で蓄積されたユーザーの各種サイト閲覧履歴から, その人の興味分野を判断し, 適切だろうと思われる内容を表示するため, 同じページを同じタイミングで表示したとしても人によって異なる内容が表示されることもある。
- (11) 『情報サービス論：情報と人びとをつなぐ図書館員の専門性（講座・図書館情報学）』, 山本順一（監修）, 山口真也・他（編集）, ミネルヴァ書房, 2018年, p.45より引用・編集
- (12) 同上書, pp.49-57より引用・編集
- (13) 同上書, pp.60-64より引用・編集
- (14) 昭和二十五年法律第百十八号, 図書館法, [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/viewContents?lawId=325AC0000000118\\_20190607\\_501AC0000000026](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/viewContents?lawId=325AC0000000118_20190607_501AC0000000026), 〈2019年11月22日検索〉参照
- (15) 文部科学省 HP トップ > 教育 > 青少年の健全育成 > 子どもの読書活動

の推進 > 子どもの読書活動推進ホームページ > 関係法令等（関係法令，通知，答申）> 『学校図書館法（昭和28年法律第185号）抄』，[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\\_001/011.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/011.htm)，〈2019年11月22日検索〉参照

- (16) 日本図書館協会 HP > 図書館について > 図書館に関する資料・ガイドライン > 『図書館の自由に関する宣言』，<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>，〈2019年11月22日検索〉参照
- (17) 日本図書館協会編集・発行，『「中小都市における公共図書館の運営」—中小公共図書館運営基準委員会報告』，1963年．略称として『中小レポート』と記した上で内容を参照．
- (18) 1965年に「閲覧室のない図書館」として日野市立図書館が誕生した．その活動は，市内58カ所の駐車場を二週間に一回巡回する，移動図書館の巡回から始まった．移動図書館による貸出しを採用したのは，図書館を市民の間に浸透させていくためであった．『中小レポート』発刊当時は，必ずしも利用者が自由に本を手にとって見ることができなかったため，移動図書館による市内全域の巡回によって地域住民への利用を呼びかけた．
- (19) 石井桃子著，『子どもの図書館』，岩波新書，1965年，p210参照．「ポストの数ほど図書館を」という章の中で著者は，アメリカ・カナダ・イギリスの大きな市では子どもが歩いていける距離にひとつの分館というのが目標になっていると述べている．
- (20) 高鷲忠美監修，野口康人・片山ふみ著，『図書館サービス概論』，三和印刷社，2019年，pp.8-38より引用・編集
- (21) 昭和四十五年法律第四十八号，「著作権法」，[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000048](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000048)，〈2019年11月22日検索〉参照
- (22) 平成22年8月4日判決言渡同日原本領収裁判所書記官，「瓶成22年（ネ）第10033号損害賠償等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成20年（ワ）第32593号事件）口頭弁論終結日瓶成22年7月14日」，[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/577/080577\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/577/080577_hanrei.pdf)，〈2019年11月22日検索〉参照
- (23) 裁判例情報，『北朝鮮の極秘文書』図書館蔵本事件－著作権 損害賠償等請求事件判決（知的財産裁判例集）—[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/822/013822\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/822/013822_hanrei.pdf)，〈2019年7月14日検索〉参照
- (24) 市立図書館の利用者が，事典の1項目全部の複写を図書館へ申し込んだところ，図書館が拒否した．利用者は，著作権法第31条第1項第1号にある「利用者の求めに応じ，その調査研究の用に供するために，公表された著作物の一

部分」に該当するとして、事典の1項目は”全文複写できる”と主張して争った。判決は、著作権法第31条第1項第1号の複写できる場合に該当しないので棄却された。

- (25) 公益社団法人著作権情報センターの Web ページ | 図書館と著作権 | 著作権 Q&A | <http://www.cric.or.jp/qa/cs03/index.html>, 〈2019年7月14日検索〉より引用・編集,
- (26) 加戸守行氏の『著作権法逐条講義 (六訂新版)』, 著作権情報センター, 2013年, p.259より引用
- (27) 黒澤節男著, 『Q&A で学ぶ図書館の著作権基礎知識』, 太田出版, 2011年, pp.78-178より引用・編集